

審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の再交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項 (合格証明書の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請者の住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :